

# 埼玉県立自然公園

## 自然公園の許可・届出



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

## 自然公園配置図



公園名	指定年月日	関係市町村名	公園面積 (ha) (特別地域面積)
秩父多摩甲斐国立公園	昭和 25. 7. 10	秩父市、小鹿野町	34,411.0 (12,711.0)
県立狭山自然公園	26. 3. 9	所沢市、入間市	1,807.8
県立奥武蔵自然公園	26. 3. 9	飯能市、入間市、日高市	21,839.0
県立黒山自然公園	26. 3. 9	毛呂山町、越生町、ときがわ町	9,420.2 (1,075.9)
県立長瀬玉淀自然公園	26. 3. 9	秩父市、小川町、皆野町、長瀬町、東秩父村、寄居町	14,753.6 (2,065.5)
県立比企丘陵自然公園	29. 3. 9	東松山市、嵐山町、吉見町、鳩山町	4,638.0
県立上武自然公園	29. 3. 9	秩父市、本庄市、皆野町、神川町	6,378.0 (858.0)
県立武甲自然公園	32. 7. 15	秩父市、横瀬町	15,462.0
県立安行武南自然公園	35. 11. 4	さいたま市、川口市	1,159.0
県立両神自然公園	53. 3. 22	小鹿野町	5,283.0 (410.0)
県立西秩父自然公園	56. 3. 24	秩父市、小鹿野町	9,430.5

### 特別地域で許可が必要な行為（条例第 12 条 3 項）

①建築物、工作物の新築・増築・改築※ 1	②木竹の伐採	③木竹の損傷	④鉱物の掘採・土石の採取
⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	⑥広告物の掲出・設置・表示 ※ 2	⑦屋外における物の集積・貯蔵 ※ 3	⑧水面を埋め立て又は干拓すること
⑨土地の開墾・土地の形状変更	⑩植物の採取・損傷 ※ 4	⑪植物の植栽、種子をまくこと※ 5	⑫動物の捕獲・損傷 ※ 6
⑬動物の放出 ※ 7	⑭屋根・壁等の色彩の変更	⑮湿地等に立ち入ること※ 8	⑯車馬等の乗り入れ※ 9

◎規則第 15 条に定める行為は許可不要

※ 1. 老朽箇所の維持補修行為で、建築物や工作物の規模、構造、色彩等に変更がない場合は許可不要（規則第 15 条 1 項 40 号）。

※ 2. 2.5m 以下の高さで建物や工作物の壁面に広告物等を掲出又は表示する場合は許可不要（規則第 15 条 1 項 34 号）。

※ 3. 屋外において土石や廃棄物などを集積し、または貯蔵する行為。

※ 4. 高山植物その他知事が指定する植物を採取し、または損傷する行為。

※ 5. 本来の生育地でない植物で、風致の維持に影響を及ぼす恐れがあるものとして知事が指定するものを植栽し、または種子をまく行為。

※ 6. 山岳に生息する動物その他知事が指定する動物の捕獲や殺傷、損傷、卵を採取若しくは損傷する行為。

※ 7. 本来の生息地でない動物で、風致の維持に影響を及ぼす恐れがあるものとして知事が指定するものを放つ行為。

※ 8. 湿地その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入る行為。

※ 9. 特別地域内の知事が指定する区域（道路、広場、田、畑、牧場、宅地以外）で、乗馬、馬車、自動車、バイク、自転車、荷車、動力船を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為。

### 特別地域で届出が必要な行為

- ①非常災害のための必要な応急措置（条例第 12 条 6 項）
- ②指定地域内での木竹の植栽（条例第 12 条 7 項）
- ③家畜の放牧（条例 12 条 7 項）



普通地域で届出が必要な行為（条例第 14 条 1 項）

行為	備考
①一定の規模を超える建築物、工作物の新築・増築・改築	下記 表 1 のとおり。※老朽箇所の維持補修行為で、建築物や工作物の規模、構造、色彩等に変更がない場合は届出不要（規則第 19 条 1 項 1 号（第 15 条 1 項 40 号））。
②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	
③広告物の設置・掲出・表示	※2.5 メートル以下の高さで建物の壁面や工作物に広告物等を掲出又は表示する場合は届出不要（規則第 19 条 1 項 1 号（第 15 条 1 項 34 号））。
④水面を埋め立て、又は干拓すること	
⑤鉱物の掘採・土石の採取	※採取面積が 200 平方メートルを超えず、かつ、高さ 5m を超える法を生ずる切土または盛土を伴わない場合は届出不要（規則第 19 条 1 項 7 号）。
⑥土地の開墾・土地の形状変更	※変更面積が 200 平方メートルを超えず、かつ、高さ 5m を超える法を生ずる切土または盛土を伴わない場合は届出不要（規則第 19 条 1 項 12 号）。

表 1. 工作物の届出基準（規則第 18 条）

建築物	高さ 13 メートル又は延床面積 1,000 平方メートルを超えるもの
送水管	長さ 70 メートルを超えるもの
鉄塔	高さ 30 メートルを超えるもの
ダム	高さ 20 メートルを超えるもの
鋼索鉄道	延長 70 メートルを超えるもの
索道	傾斜亘長 600 メートルを超えるもの又は起終点高低差 200 メートルを超えるもの
別荘地用道路	幅員 2 メートルを超えるもの
遊戯施設	高さ 13 メートルを超える又は水平投影面積 1,000 平方メートルを超えるもの
太陽光発電施設	同一地域内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 平方メートルを超えるもの

※施行規則第 19 条に定める行為は届出不要

## 許可・届出の手続き

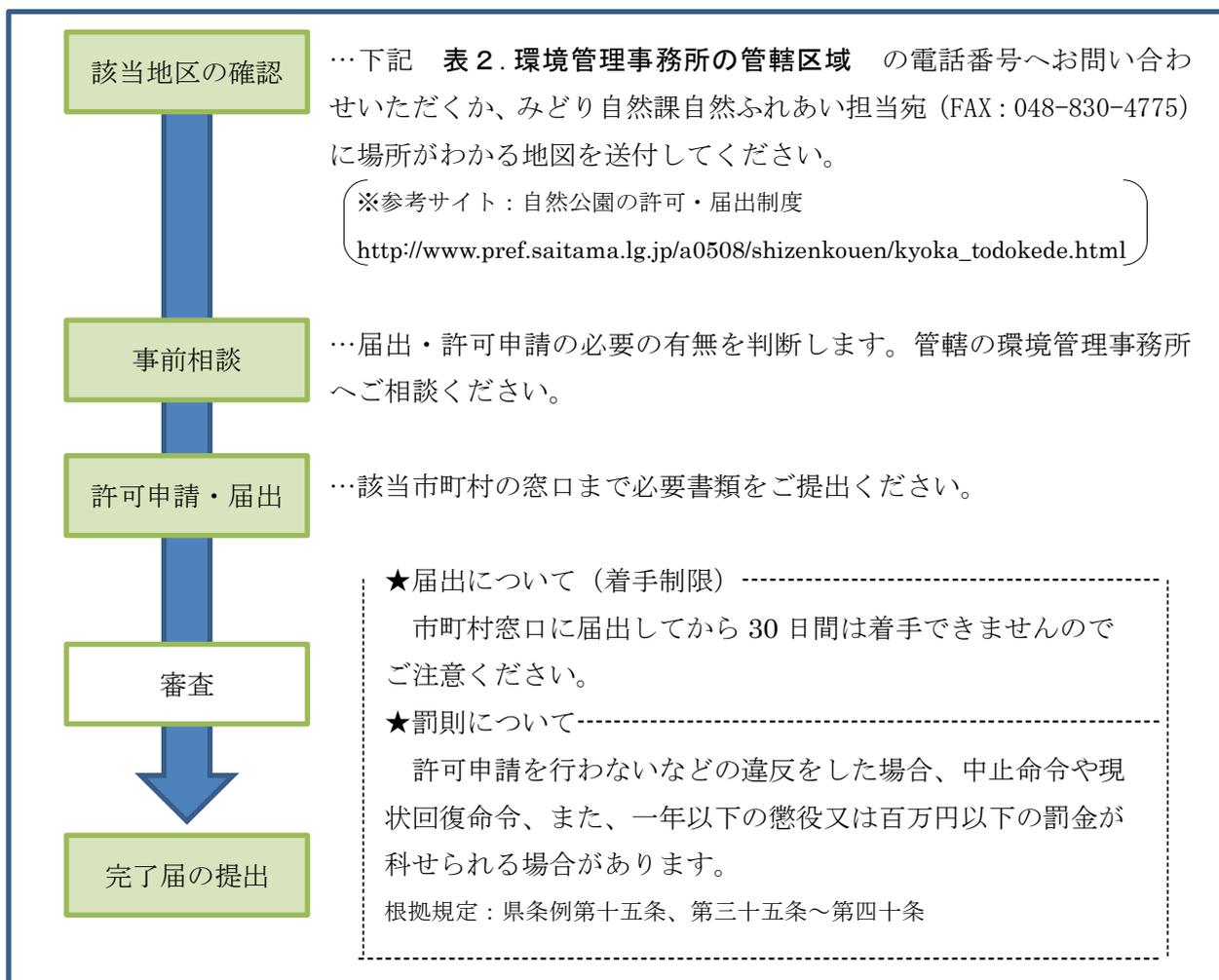


表 2. 環境管理事務所の管轄区域

環境管理事務所	電話番号	管轄区域 (※下線市町村に自然公園有)
<a href="#">中央環境管理事務所</a> 地域環境担当	048-822-5199	<u>さいたま市</u> 、 <u>川口市</u> 、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
<a href="#">西部環境管理事務所</a> 地域環境担当	049-244-1250	川越市、 <u>所沢市</u> 、 <u>飯能市</u> 、狭山市、 <u>人間市</u> 、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、 <u>日高市</u> 、ふじみ野市、三芳町
<a href="#">東松山環境管理事務所</a> 地域環境担当	0493-23-4050	<u>東松山市</u> 、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、 <u>吉見町</u> 、滑川町、 <u>嵐山町</u> 、 <u>小川町</u> 、 <u>毛呂山町</u> 、 <u>越生町</u> 、 <u>鳩山町</u> 、 <u>ときがわ町</u> 、 <u>東秩父村</u>
<a href="#">秩父環境管理事務所</a> 自然環境担当	0494-23-1511	<u>秩父市</u> 、 <u>横瀬町</u> 、 <u>皆野町</u> 、 <u>長瀬町</u> 、 <u>小鹿野町</u>
<a href="#">北部環境管理事務所</a> 地域環境担当	048-523-2800	熊谷市、深谷市、 <u>本庄市</u> 、美里町、上里町、 <u>神川町</u> 、 <u>寄居町</u>